

災害時におけるLPガス等の  
調達に関する協定書

平成26年11月21日

鈴 鹿 市

三重県鈴鹿LPガス協議会

## 災害時におけるL Pガス等の調達に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と三重県鈴鹿L Pガス協議会（以下「乙」という。）とは、一般社団法人三重県L Pガス協会と三重県が平成25年4月1日に締結した、「災害時におけるL Pガスの供給に関する協定書第1条第2項」に基づき、鈴鹿市に地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の緊急用L Pガス等の調達について、協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用L Pガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （協力体制の確保）

第2条 災害時に必要なL Pガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

### （L Pガスの範囲）

第3条 この協定の対象となる緊急用L Pガスは、容器、カセットコンロ、燃焼機器等、L Pガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

### （要請）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用L Pガスの供給を要請することができるものとする。

（1）甲において災害が発生し、甲の自治会等からL Pガス調達の斡旋を求められたとき、又は甲自ら調達の必要を認めたとき。

（2）甲以外の市町の災害に関し、甲を経由し、国、又は三重県からL Pガス調達の斡旋を求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(搬送及び引渡し)

第6条 乙は、緊急用L Pガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用L Pガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第7条 乙が第5条の処置に要した費用（器具設置、接続を含む）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用L Pガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとし、甲は、その支払に責任を負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、第5条の規定に基づき甲又は乙の指示により従事したものが、その責に帰する事ができない事由により、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、三重県条例（昭和37年10月13日三重県条例第46号災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例）の規定を準用し、その損害を補償する。

(現有数量の把握)

第10条 乙は、毎年3月31日現在の供給可能なL Pガスの数量を把握しておくものとする。

(防災力の向上)

第11条 乙は、協会活動を通じて、日常的にL Pガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等、会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結日より効力を有するものとし、この協定の有効期間は、その効力が発生する日から1年とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも何等意思表示が無い場合は、さらに1年自動的に更新するものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市 鈴木 則 義

鈴鹿市長

乙

三重県鈴鹿市

三重県鈴鹿L.Pガス協議会

三重県 水野 裕 行

会長

